



＜登録免許税免除のお知らせ＞

- 東日本大震災により滅失した建物、または損壊により取り壊した建物に代わる家屋を新築、または取得した建物の所有権保存または移転の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に登記するものについて、登録免許税が免除されます。
- ▼**免除対象者**
  - ▼所有する建物に被害を受けた個人または法人
  - ▼建物被災者（個人）が死亡している場合のその相続人
  - ▼建物被災者（法人）が、
  - ① 合併により消滅した場合の合併法人
  - ② 分割により滅失建物などに係る事業者の権利義務を承継させた場合の分割承継法人
- ▼**免税対象建物（被災代替建物）**
  - ▼区域内の立替えは、全ての建物
  - ▼区域外への立替えは、居室・寄宿舎または共同住宅
- ▼**適用区域**
  - ▼青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の全市町村
  - ▼新潟県の十日町市、中魚郡津南町
  - ▼長野県の下内郡栄村
- ▼**必要書類**
- ▼り災証明書



＜量水器（水道メーター）の交換をしています＞

- 計量法により設置から8年を経過した量水器（水道メーター）は新品と交換することになっていきます。
- 今年度該当する量水器は、次の公認業者が7月頃から、お宅へうかがい交換作業を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。
- なお、交換するのは、メーターのフタに表示されている数字の左側が「16」のものであります。（例16・123、16・345など）
- 止水栓が無い場合など、設置の状況により交換できないメーターもありますので、ご了承ください。
- ▼**施工公認業者**
  - （有）橋本設備・（有）本田ポンプ店・（有）柳沼設備・吉村管工所・神設備・（株）三立設備三春営業所
- ▼**交換手数料** 無料
- ※業者が料金を請求することはありません。

- ▼問 福島地方事務局  
☎024・534・1111
- ▼問 税務課 課税グループ  
☎62・8127

- ※量水器は無料貸付です。使用者の過失により法定期間（8年）未滿に量水器が破損した場合は、破損料をいただきます。
  - ▼問 企業局水道・宅造グループ  
☎62・2500
- ＜浄化槽の法定検査を受けましょう＞
- 浄化槽設置（使用）者には、年1回の浄化槽法（第11条）の規定による検査が義務付けられています。これは、浄化槽の保守点検および清掃が適正に実施され、放流水質の基準が守られているかを判断するためのものです。
- 検査は、県が指定する検査機関（社団法人福島県浄化槽協会）が使用者の委託を受け行います。また、今年7月からは、指定機関により委託を受けた田村地方衛生処理センターでも10人槽までの検査を行えることとなりました。
- なお、三春町が設置もしくは受託管理している浄化槽については、すでに浄化槽協会により検査が行われています。詳しくは、お問い合わせください。
- ▼問 田村衛生処理センター  
☎82・1272
  - ▼問 企業局下水道グループ  
☎62・2500

- ＜交通事故相談＞
- 交通事故にあわれた方のご相談に専門の相談員が応じます。
- ▼相談日 月曜日～金曜日  
※祝祭日を除く
  - ▽午前9時～12時
  - ▽午後1時～5時
- ※事前にご連絡をお願いします。
- ▼場所 郡山市駅前2・10・15  
住友生命郡山ビル6階
  - ▼相談先 社団法人 日本損害保険協会 東北支部 郡山自動車保険請求相談センター
  - ★**無料弁護士相談会**
  - ▼日時 8月11日（木）  
8月25日（木）  
午後1時～4時
  - ▼場所 郡山市駅前2・10・15  
住友生命郡山ビル6階
- ※予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約ください。
- ▼問 郡山自動車保険請求相談センター  
☎024・933・4850

【地上デジタル放送 完全移行延長】

3月11日に発生した東日本大震災の影響により、地上アナログ放送は、平成24年3月31日まで延長されることになりました。

- ▼問 総務省地上デジタルテレビジョン放送受診相談センター  
☎0570・07・0101

広告欄